

北秋田市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、北秋田市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって組織する。

(会議)

第3条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、市長をもって充てる。
- 4 会議は、緊急を要する場合は、市長と教育長のみで開くことができる。
- 5 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。

(議事録)

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(傍聴)

第6条 会議の傍聴については、北秋田市教育委員会傍聴人規則(平成17年教育委員会規則第4号)の規定を準用する。

(事務局)

第7条 会議の事務局を教育委員会事務局総務課に置く。

(補足)

第8条 この要綱の定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。